

## ボランティア・市民活動支援助成金募集要項

### 1. 目的

共同募金の助成を通じ、住み慣れた地域で安心して暮らせるたすけあいの地域づくりを目指し、地域の新たな課題を発見し、問題解決をしようとしている福祉活動を応援することを目的とする。また、助成による活動の成果を発信することで、共同募金の使い道の透明性を図り、共同募金への理解を深めることを目的とする。

### 2. 対象活動

市民の参加・協力により自主性をもって地域の福祉課題を解決していく活動  
(例) 高齢者支援・障害者支援・ヤングケアラー支援・ひきこもり支援・生活困窮者の支援等

次の活動は助成対象としない。

- (1) 政治活動、宗教活動、営利活動を目的とした事業
- (2) 福祉を目的としない事業

### 3. 対象団体

対象の団体は、次の項目のすべてを満たす団体とする。

ア. いちき串木野市内で活動を行う団体

イ. ボランティア団体・市民活動団体（法人の有無は問いませんが、団体の規約や予算等を備えていること。）

ウ. 共同募金の趣旨について理解し、共感し、共同募金運動に積極的に参画し推進する団体

### 4. 対象経費

助成による活動に要する経費。活動に伴う管理経費も助成対象に含めることができるが、団体の維持・運営のための費用ではなく、助成の対象となった活動を実施するうえで必要な範囲の経費。

### 5. 助成金限度額 事業費の 10/10 以内で上限 50,000 円以内

### 6. 事業実施期間 毎年 4 月～翌年 2 月末日まで

### 7. 応募期間 事業実施前年の 10 月 1 日～12 月 15 日

### 8. 助成申請

助成金申請書と添付書類を応募期間内に本会に提出する。

## 9. 選考方法・結果通知

本会配分審査会の選考に基づき、事業実施前年度3月末までに選考結果を通知する。

## 10. 事業完了報告・助成金交付

助成決定を受けた事業者は、その後事業に着手し、事業が完了したら、助成事業完了報告書、助成金交付申請書に添付書類を添え、本委員会へ提出し、適正な事業実施を確認後、助成金を交付します。

事業完了報告・助成金交付申請の提出期限 事業実施年度2月末日

事業実績が当初の目標を達成していない場合、助成金の使途が不適切な場合などには、助成額を減額、または返還を求めることがあります。

活動内容を社協だよりやHPで掲載することがありますのでご了承ください。

## 11. その他

いちき串木野市共同募金委員会は、この事業について、年間を通じ福祉ニーズに柔軟かつ敏速に対応するため、募集期間終了後も、いちき串木野市社会福祉協議会が引き継いで事業実施できるものとし、その場合はこの要綱を準用させ、選考決定等詳細は、いちき串木野市社会福祉協議会長に一任する。

この要綱は、令和4年10月1日より施行する。

この要綱は、令和7年4月1日より施行する。(①2.対象活動 ~~―(1)他の補助金との重複や公的助成金のある事業~~ (削除)、②11.その他 全文を追加)